

2. 環境基準

環境基準とは、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。（環境基本法第16条）

①大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内、又はそれ以下であること。	1時間値（5時～20時）が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	ザルツマン試薬を用いる吸光度法又はオゾンを用いる化学発光法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
備考					
1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。					

ppm：百万分の1

○微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値の98%値が35μg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
備考		
1. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。		

μg：マイクログラム、百万分の1グラム

○有害大気汚染物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料を、ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること	

○有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値（指針値）

物質	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が2 µg/m ³ 以下であること
塩化ビニルモノマー	1年平均値が10 µg/m ³ 以下であること
水銀	1年平均値が0.04 µg-Hg/m ³ 以下であること
ニッケル化合物	1年平均値が0.025 µg-Ni/m ³ 以下であること
クロロホルム	1年平均値が18 µg/m ³ 以下であること
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が1.6 µg/m ³ 以下であること
1,3-ブタジエン	1年平均値が2.5 µg/m ³ 以下であること
ヒ素及び無機ヒ素化合物	1年平均値が6ng-As/m ³ 以下であること
マンガン及び無機マンガン化合物	1年平均値が0.14 µg-Mn/m ³ 以下であること

ng：ナノグラム、十億分の1グラム

指針値：有害性評価に関する科学的な信頼性に制約がある場合も含めて、有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された数値で、環境基準とは性格及び位置付けが異なる。また、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。

②ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質	1pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
底質	150pg-TEQ/g乾重量以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法（ポリ塩化ジベンゾフラン等（ポリ塩化ジベンゾフラン及びポリ塩化ジベンゾパラジオキシンをいう。以下同じ。）及びコプラナーポリ塩化ビフェニルをそれぞれ測定するものであって、かつ、当該ポリ塩化ジベンゾフラン等を2種類以上のキャピラリーカラムを併用して測定するものに限る。）
備考 1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

pg：ピコグラム、1兆分の1グラム

TEQ：毒性等量 ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性に換算した量として表していることを示す記号

③水質汚濁に係る環境基準（室蘭市関係分）

（１）人の健康の保護に関する環境基準

（公共用水域水質及び地下水質）

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/ℓ以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01 "
鉛	0.01 mg/ℓ以下	テトラクロロエチレン	0.01 "
六価クロム	0.05 "	1,3-ジクロロプロペン	0.002 "
砒素	0.01 "	チウラム	0.006 "
総水銀	0.0005 "	シマジン	0.003 "
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 "
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01 "
ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ以下	セレン	0.01 "
四塩化炭素	0.002 "	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 "
1,2-ジクロロエタン	0.004 "	ふっ素	0.8 "
1,1-ジクロロエチレン	0.1 "	ほう素	1 "
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 "	1,4-ジオキサン	0.05 "
1,1,1-トリクロロエタン	1 "		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2. 「検出されないこと」とは、規定により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3. 海域については、ふっ素、ほう素の基準値は適用しない。 4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規定により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

（２）生活環境の保全に関する環境基準

（海域）

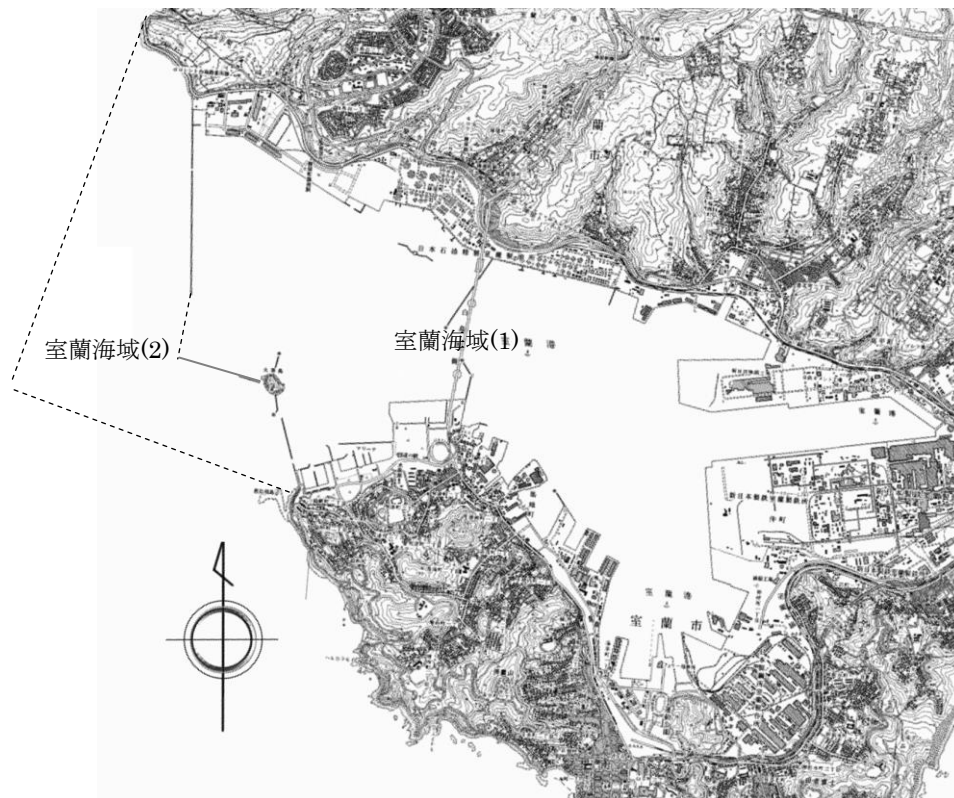
項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及びB以下 の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	1,000 MPN/100mℓ 以下	検出されない こと
B	水産2級 工業用水及びCの欄に 掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	—	検出されない こと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	—	—
備考						
1. 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mℓ以下とする。 2. 基準値は日間平均値とする。						

- 注) 1. 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全
 2. 水産1級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用。
 水産2級: ポラ、ノリ等の水産生物用。
 3. 環境保全: 国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度。

○水質汚濁に係る環境基準の水域類型海域図

(昭和 48 年 3 月 15 日 北海道告示第 642 号)

<室蘭港>



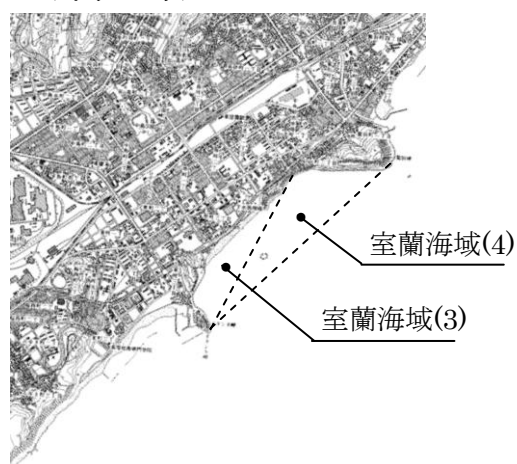
水域	該当類型	達成期間
室蘭海域 (1)	海域 C	イ
室蘭海域 (2)	海域 A	イ
室蘭海域 (3)	海域 A	ロ
室蘭海域 (4)	海域 A	イ

注) 1. 達成期間

イは、ただちに

ロは、5 年以内、可及的すみやかに

<イタンキ>



○海域類型

類型	利用目的の適応性	備考
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	自然環境保全：自然探勝等の環境保全 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用 環境保全：国民の日常生活において不快感を感じない限度
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	
C	環境保全	

④騒音に係る環境基準

(単位：デシベル、dB)

区分	類型	騒音規制法に基づく指定地域 〔平成24年3月30日〕 〔室蘭市告示第15号〕	車線数	昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
一般地域	A	第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	/	55以下	45以下
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）			
	C	第3種区域及び第4種区域		60以下	50以下
道路に面する地域	A	第1種区域及び第2種区域（第2種区域にあつては、都市計画法に基づく用途地域が第1・2種低層住居専用地域及び第1・2種中高層住居専用地域に限る。）	2車線以上	60以下	55以下
	B	第2種区域（類型Aを当てはめる地域を除く。）	2車線以上	65以下	60以下
	C	第3種区域及び第4種区域	1車線以上		

注)

- 道路に面する地域において、幹線交通を担う道路に近接する空間においては、上表にかかわらず、特例として次表に掲げるとおりとする。

昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る環境基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下。）によることができる。	

注)

- 「幹線交通を担う道路」とは、下記の道路をいう。
 - 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の市町村道
 - ①の他、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項に定める自動車専用道路
 - 「幹線交通を担う道路に近接する空間」：次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものをいう。
 - 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15メートル
 - 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20メートル
- ※ 備考：環境基準の基準値は、次の方法により評価した場合における値とする。
- 評価方法等
評価は、個別の住居等が影響を受ける騒音レベルによることを基本とし、住居等の用に供される建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルによって評価するものとする。この場合において屋内へ透過する騒音に係る基準については、建物の騒音の影響を受けやすい面における騒音レベルから当該建物の防音性能値を差し引いて評価するものとする。

2) 騒音の評価手法

等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

3) 評価の時期は、騒音が1年間を通じて平均的な状況を呈する日を選定するものとする。

4) 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行う。この場合、周波数補正回路はA特性を用いる。

5) 騒音の測定に関する方法は、原則として日本工業規格 Z8731 による。ただし、時間の区分ごとに全時間を通じて連続して測定した場合と比べて統計的に十分な精度を確保し得る範囲内で、騒音レベルの変動等の条件に応じて、実測時間を短縮することができる。当該建物による反射の影響が無視できない場合にはこれを避けうる位置で測定し、これが困難な場合には実測値を補正するなど適切な措置を行うこととする。また、必要な実測時間が確保できない場合等においては、測定に代えて道路交通量等の条件から騒音レベルを推計する方法によることができる。

なお、著しい騒音を発生する工場及び事業場、建設作業の場所、飛行場並びに鉄道の敷地内並びにこれらに準ずる場所は、測定場所から除外する。